

## 第一級海上特殊無線技士試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

法規 12問 }  
無線工学 12問 } 24問 1時間

### 法 規

- [1] 総務大臣が海上移動業務の無線局の免許の申請について審査する事項に該当しないものはどれか。次のうちから選べ。
- 1 周波数の割当てが可能であること。
  - 2 工事設計が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合すること。
  - 3 その無線局の業務を維持するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
  - 4 総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。
- [2] 船舶に設置する無線航行のためのレーダー（総務大臣が告示するものを除く。）は、電源電圧が定格電圧の（±）何パーセント以内において変動した場合においても安定に動作するものでなければならないか。次のうちから選べ。
- 1 10パーセント
  - 2 20パーセント
  - 3 2パーセント
  - 4 5パーセント
- [3] 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証をどのようにしていなければならないか。次のうちから選べ。
- 1 主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げる。
  - 2 無線局に備え付ける。
  - 3 航海船橋に備え付ける。
  - 4 携帯する。
- [4] 総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができるのはどの場合か。次のうちから選べ。
- 1 無線局が免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用していると認めるとき。
  - 2 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
  - 3 無線局の発射する電波が他の無線局の通信に混信を与えていると認めるとき。
  - 4 無線局が暗語を使用して通信を行っていると認めるとき。
- [5] 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。
- 1 その無線局の免許人を告発する。
  - 2 その無線局の電波の発射を停止させる。
  - 3 その無線局の免許人にその旨を通知する。
  - 4 総務省令で定める手続により、総務大臣に報告する。
- [6] 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、その免許状をどうしなければならないか。次のうちから選べ。
- 1 3箇月以内に総務大臣に返納する。
  - 2 直ちに廃棄する。
  - 3 1箇月以内に総務大臣に返納する。
  - 4 2年間保管する。

# 第一級海上特殊無線技士試験問題

## 法 規

[7] 無線局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、空中線電力は、どれによらなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 無線局の免許の申請書に記載したもの
- 2 通信の相手方となる無線局が要求するもの
- 3 免許状に記載されたものの範囲内で通信を行うため必要最小のもの
- 4 免許状に記載されたものの範囲内で通信を行うため必要最大のもの

[8] 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、電波を発射する前にどうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 発射しようとする電波の空中線電力が最も適当な値となるように送信機の出力を調整する。
- 2 自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめる。
- 3 発射しようとする電波の周波数をあらかじめ測定する。
- 4 自局の発射しようとする電波の周波数に隣接する周波数において他の無線局が重要な通信を行っていないことを確かめる。

[9] 次の記述は、無線電話通信における通報の送信について述べたものである。無線局運用規則の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

通報の送信は、次に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- |            |                          |
|------------|--------------------------|
| ① 相手局の呼出名称 | <input type="checkbox"/> |
| ② こちらは     | 1回                       |
| ③ 自局の呼出名称  | 1回                       |
| ④ 通報       |                          |
| ⑤ どうぞ      | 1回                       |

- 1 4回
- 2 3回
- 3 2回
- 4 1回

[10] 船舶が遭難した場合に、船舶局がデジタル選択呼出装置を使用して送信する遭難警報は、どの周波数の電波を使用するか。次のうちから選べ。

- 1 156.525MHz
- 2 156.8MHz
- 3 156.3MHz
- 4 156.650MHz

[11] 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報を受信したときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 遅滞なく、これを海上保安庁に通報する。
- 2 遅滞なく、これを適当な海岸局に通報する。
- 3 直ちにこれをその船舶の責任者に通知する。
- 4 直ちにこれをその船舶局の免許人に通知する。

[12] 次の記述は、遭難の呼出し及び通報について述べたものである。国際電気通信連合憲章の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、、絶対的優先順位において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。

- 1 いずれから発せられたかを問わず
- 2 自国の領海で発せられた場合には
- 3 公海で発せられた場合には
- 4 自国の領海及び公海で発せられた場合には

平成24年10月期

第一級海上特殊無線技士「法規」合格基準及び正答

1 試験問題 12問

2 満点及び合格点 満点 60点 合格点 40点

配点 1問5点

3 正答

問題	正答
[1]	3
[2]	1
[3]	4
[4]	2
[5]	4
[6]	3
[7]	3
[8]	2
[9]	4
[10]	1
[11]	3
[12]	1